

竹内愛二が主張した「実践の科学化」についての検証 —戦時下になされた非行少年の事例研究に焦点をあてて—

今堀美樹¹⁾

2019年11月5日受付 2019年12月25日受理

Verification of the “scientification of practice” advocated by Aiji Takeuchi: A focus on case study of delinquent boy conducted during World War II

Miki Imahori

Abstract

In 1938, Aiji Takeuchi published the first systematic work on casework in Japan. His aim was to advocate the effectiveness of utilizing casework, which he had learned in the United States (US), for social issues that were flaring up as Japan modernized. He also advocated that the “scientification of practice” was necessary for social work practice. However, the “scientification of practice” advocated by Takeuchi was understood by many scholars to be in line with the “psychologist bias of casework” that was progressing in the United States.

The principal aims of the present paper are to clarify what the “scientification of practice” advocated by Takeuchi is and to elucidate the intent of said assertion. This also leads to a re-examination of the historical significance of his assertion. As the verification method, the author has focused on the case study of delinquent boy published in 1942. When advocating the effectiveness and applicability of casework theory, he focused mostly on case studies. This was because he believed that his intention of “scientification of practice” was manifested therein.

キーワード：竹内愛二, 実践の科学化, 戦時下, 非行少年, 事例研究

Keywords: Aiji Takeuchi, scientification of practice, during World War II, delinquent boy, case study

I. 問題と目的

明治維新以降、西欧との交流によって近代化への歩みを進めてきた日本にあって、社会福祉現場における「実践の科学化」も、西欧からの近代化の潮流によって進められてきた。特にそれは、アメリカのソーシャルワーク理論の翻訳・紹介を通して進められ、1920年代の大正末期、近代化が進行する一方で貧困問題をはじめ多くの社会問題が噴出していた時期に、その端緒を見ることができる。

竹内愛二(1895-1980)が、アメリカでケースワークを学んで帰国したのは1930年であった。彼は意気揚々と活躍を始めたものの、1930年代は高度国防国家政策が進められケースワークという言葉自体が禁句とされていく時期であった。そうしたなか、いみじくも近衛文麿内閣により「東亜新秩序声明」が出された1938年11月から半年遡る5月に、竹内の著書『ケース・ワークの理論と実際』¹⁾は世に出た。当時、竹内はキリスト教思想運動の「社会的基督教」で中心的な役割を担っていたが、その機関誌『社会的基督教』誌上でも「東亜協同体」論が提唱されはじめた。竹内自身もその主唱者となったが、こうした経緯や竹内の主張の内容は、拙稿²⁾において詳述したので参照されたい。

こうして、まさに戦時下において出版された竹内の著書は、ケースワークの体系的な著書としては日本初のものであり、これにより

彼は日本におけるケースワークの祖述者としての地位を得たといわれている³⁾。また竹内の弟子である岡本民夫は、「欧米における最新の理論の応用に加えて、実際の事例を使ってケースワークの有効性やその応用可能性さらにはそれが伝授可能、学習可能、習得可能なものであることを説得しよう」⁴⁾とした点に、この著書の意義があると説明している。そしてこの意義は、ケースワークの有効性や応用可能性等を説得することにより「実践の科学化」をはかろうとした、竹内の意図がもたらしたものであった。

一方で、ケースワークの「実践の科学化」とは、アメリカにおいて飛躍的に進んだとされるものであった。それは、第1次世界大戦後にみられた砲弾衝撃(shell shock)による戦争神経症(war neurosis)に対処するため、フロイト(Freud, Sigmund 1856-1939)の精神分析学説を応用することによってもたらされたとされている。つまり、当時のアメリカにおけるケースワーカー達は、第1次世界大戦後における諸問題への取り組みを精神分析学説という潮流に乗ることで、うまく乗り越えたのであった。しかし、こうした「実践の科学化」に対し、岡本は次のような批判をしている⁵⁾。

確かに1920～30年代にかけてケースワークの飛躍的發展は精神分析学や精神医学とりわけ力動的な精神医学と呼ばれる

科学に裏付けられて大きく発展をし、従前の環境操作や社会的条件の修正や調整作業よりも一段と詳しい知識を求められ、そのため長期に及ぶ学習と訓練を受けねばならないという条件が加えられたことは事実であり、その限りでより専門的になったと思ひこんだことにも由来する。

この批判は、「ケースワークの心理主義的偏向」というように、心理主義的な方法やスキルの強調がケースワークの実践と研究に特別な危険をもたらした、という批判につながっていくものである。困難な状態におかれている人びとに第一義的な関心を向けていたケースワーカー達を、心理主義的な方法やスキルそのものを追求しようとするあり方へと転換させた。つまり、社会福祉の本質的価値である「クライアント中心」という価値が見失われ、あたかも自己の方法やスキルを追求することを優先するかのような「ワーカー中心」の実践へと陥らせた、という指摘につながっていったのだ。そして竹内は、アメリカで学んだケースワークを翻訳・紹介し、日本に普及させようとした代表格であったゆえ、まるでこの「ケースワークの心理主義的偏向」の代表格というイメージを持たれていった。

例えば、三島亜紀子は「福祉の心理主義者たちは専門職化を促すため、心理学や精神医学に論拠を求めた。心理学者や精神医学者に比しても遜色のない研究業績を積み重ねるこ

とが社会福祉学の研究者の使命となった」⁶⁾と指摘し、その代表例として竹内の名をあげ次のように述べる⁷⁾。

竹内は、先に引用した性的非行や性犯罪への対処を論じるなかで、ワーカーは「クライアント」に「傾聴」し、すべてを受容する「温かい『母』の性格を感じさせることが最も重要」(竹内〔1955b: 54]) (筆者注：原文ママ)であると主張する。というのも、非行に走り犯罪に手を染める人々とは、「正常」な愛情や「安定感」に恵まれなかった人々と考えられたからである。ワーカーが擬似的な「母」を演じることによって、子ども期に達成をみなかったパーソナリティーの発達が見込めると考えられた。

このように、三島は「福祉の心理主義者」の代表格として竹内の名をあげている。しかし、竹内がアメリカに留学した当時、ケースワークは精神分析学説からの影響を、まだ十分に受けていなかったと考えられる。これについて、竹内の弟子である武田建は次のように述べている⁸⁾。

竹内先生が留学から帰られたのは昭和5年つまり1930年である。1920年代後半からナチスにより欧州を追われた精神分析学者が続々と米国に渡り、彼らがアメ

リカの精神医学、心理学および社会事業に大きな影響を与えはじめた。先生は1920年代の米国を経験されたが、最後の1年を除いては主に社会学の領域において学ばれたため、留学中はこうした精神分析の強い影響をそれほど経験なさらなかったのではあるまいか。また、精神力動的な考え方とケースワークの結合は先生の帰国後の1930年代に実ったことも事実である。

武田が指摘するように、少なくとも竹内がアメリカで学んできたケースワークは「福祉の心理主義者」と呼ばれるに相応しいものではなかった。それは、1935年出版の『社会事業研究』誌に発表された論文で、竹内自身が次のように述べている⁹⁾ ことから推察できる。

リッチモンドの主張せんとする点はケース・ワーク過程に於て最も重要な事は社会的事実 (Social Evidence) の蒐集及解釈といふ事である。即ち出来る限り客観的態度を以て之等の事実に対処する事である。此点に於ては彼女の後継者達が全然精神分析学と迄は云へずとも甚だ心理学的傾向を呈して居るのは全く対蹠的な地位にあると云はねばならない。

このように、「彼女の後継者達が全然精神分析学と迄は云へずとも甚だ心理学的傾向を呈して居る」と述べている竹内自身の文面から、当時の彼がいわゆる心理主義的立場に批判的な立ち位置にあったことが確認できる。ただし、彼のケースワーク論は長い研究生生活のなかで理論的変遷をしていくため、その後生涯にわたりその立ち位置を貫き通したとまではいえない。それゆえ彼が「福祉の心理主義者」であったのかどうかについては、その理論的変遷の過程を追うように、順を追って確認して行かざるを得ない。

そのため本論では、竹内ケースワーク論の出発点である戦時下に焦点をあて、その当時彼が「実践の科学化」を如何に成し遂げようとしたのか検証する。その際、検証の対象とするのは、『ケース・ワークの理論と実際』が出版された4年後の1942年になされた、非行少年の事例研究である。ケースワーク理論の有効性や応用可能性等を主張する際、彼が何より重視したのは事例研究であり、この事例研究にこそ彼の「実践の科学化」の具体的内容があらわされていると考えるからである。一方で、竹内が事例研究の対象とした非行少年の問題は、学校教員達が取り組む教育相談の課題でもある。筆者はかつて拙稿¹⁰⁾ において、教員が行う教育相談にソーシャルワーク理論を活用することの必要性を主張した。この主張は、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」¹¹⁾ という中央教育審

議会答申の、「学校が、より困難度を増している生徒指導上の課題に対応していくためには、教職員が心理や福祉等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが重要である」¹²⁾ という提言への、具体策を主張したものであった。平成29年1月に、文部科学省の教育相談等に関する調査研究者会議は「児童生徒の教育相談の充実について—学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり—（報告）」¹³⁾を出した。この報告書には、先の中央教育審議会の答申をふまえ、平成31年度までにスクールソーシャルワーカーを全ての公立中学校区に配置することを目指す、と書かれていた。しかし、中学校区に一人のスクールソーシャルワーカーが担い得る役割にはおのずと限界がある。筆者は、教員が行う教育相談にソーシャルワーク理論を活用するの でなければ、より困難度を増している生徒指導上の課題には対応できないと考えている。竹内の事例研究を検討することは、現代の非行少年達に 対面する教師達が、教育相談において活用すべきソーシャルワーク理論についても示唆を与えると考えている。

本論の目的は、竹内が戦時下において、「実践の科学化」を目指しいかなる実践に取り組んだのかを明らかにすると共に、現代の非行少年達に 対面する教師達による教育相談に、活用すべきソーシャルワーク理論についての示唆を得ることである。

Ⅱ. 研究の方法

本論が焦点をあてるのは、竹内による非行少年の事例研究である。これは「厚生事業に於ける個別生活指導法」と題されて、同志社大学厚生学研究室が1942年に発行した『厚生学年報』に掲載された論文「厚生事業に於ける個別生活指導法」¹⁴⁾の、「第二部 実例—少年工東山重剛の個別生活指導」にあたる。竹内は「第一部 序論」の冒頭で、「社会事業は今や厚生事業に止揚され、発展せしめられて、昭和十三年一月厚生省が設置されると共に、国民体力の向上と、国民福利の増進といふ二大指標を掲げて国民の真正面に大寫しに登場することになったのである」¹⁵⁾と述べている。戦時下における自己の事例研究の意味について、竹内がどう認識していたかをこの文章から見て取ることができる。また、ケースワークという欧米からもたらされた用語が、個別生活指導というように言い替えられていることも確認できる。

他にも、この時期に著された事例研究はあるが、『ケース・ワークの理論と実際』に掲載されているものも含め、雑誌等に掲載されたもの¹⁶⁾はどれも、おそらくアメリカへの留学時代に経験した海外の事例であり、日本国内の事例は本論が取り上げるこの事例だけである。また、戦時下という特殊な時代状況にあるためか、クライアントの少年家族を含め、個人情報の開示が大幅に許可されて、事例の

内容が詳細に記されてもいる。さらに、事例研究への講評という形式ではなく、竹内自身が関わった事例である点においても貴重である。この事例が本論の目的を果たす最適の事例であると考えたのは、これらの理由による。

竹内はこの時期、ケースワークの「実践の科学化」を目指しいかなる実践をしていたのか、それらを明らかにするため、事例をできる限りコンパクトにまとめ、いくつかの視点から検証していくことにしよう。

Ⅲ. 「実例—少年工東山重剛の個別生活指導」の検討

1. 事例の概要

(1) 事例として取り上げられた理由及び経緯¹⁷⁾

竹内は、この事例を取り上げた理由を以下のように述べている¹⁸⁾。

筆者が此少年の問題を取り上げたのは、以上第一部に於て考察した厚生事業的個別生活指導法が将来最も力を注ぐ可き三つの領域即ち労務者に対する福利事業として、人口政策遂行の一翼としての家族生活の指導法として、並びに青少年の最も徹底した意味での生活指導といふことが如何に重要な意義を有するかを明らかに示すものと思はれたからである。

そして、竹内がこの事例を担当することになった経緯も、以下にまとめておこう。

東山重剛(18)は〇市(筆者注:原文ママ)の良家に生まれたが、幼少時より虚言甚だしく自宅から金品を持ち出して浪費し、中学入学後は級友らと喧嘩に加担して停学処分を受け、三年次には武道部の遠征費を使い込み退学に至った。その後、二、三カ所で働き、少年工としても働いたが永續きせず、浮浪や浪費に日々を送っていた。そのため父が少年審判所に相談し、大阪救世軍希望館に委託され、その後は同館にて生活を続けている。希望館長と協議の上、個別生活指導の研究によってこの少年が更生する方法を発見するため、関係者一同の賛同を得て竹内が担当することになったのである。

(2) 家族に関する記録¹⁹⁾

東山重剛の事例は、まずその生活史から詳述されていくが、重剛本人ではなく家族に関する記録にまず焦点があてられ、なかでも父の栄達については以下のように詳しく述べられている。それでは父の栄達から順に、家族に関する記録をまとめていきたい。

①父、栄達(49歳) —重剛の祖父母は別居したが、祖母には同棲する男、祖父には第二の妻と妾があった。この複雑な生活状況は、父である栄達の結婚後も続いた為、重剛を厳しく育てた父に反して母や祖父母の養育態度

は甘く、「育児上の矛盾が生じ、あの子はあんなにぐれてしまった」と父は考えている。

父は少年時代、継母から随分虐待されて、貯金を取り上げられたこともあった。尋常5年の時に東京株式取引店の給仕に雇われ、15～16年働いた頃大震災にあい、関西の祖母の知り合いに厄介になった。そこにいた娘と恋愛し、31歳の時に結婚した。それが当時20歳の重剛の母であった。しかし結婚後すぐ、複雑な家族関係を何とかしようと勢い立つ反面で全くの失望を感じ、夫婦で自殺を決し旅に出た。その途上にて、重剛を宿したことを妻に打ち明けられ、子どもに対する責任感から父は自殺を思い止まったという。結婚後10か月目の事であった。

その後、函館の生命保険会社の外交員に採用され、才能を認められて33歳の時には小樽支店長となった。生命保険会社の合併後に大阪支店長に、さらなる合併後には会社を引退して商工省や大蔵省に出入りした。その後は政界で活躍し、生命保険業統制会の設立にも関わった。こうして父は、社会において華々しい活躍を果たして行ったのである。しかし、家庭においてはその役割を果たし得ず、竹内はこの父を次のように言い表している²⁰⁾。

彼は度々前記した如く、天才的人物で、明敏な頭脳を有し、遠大なる理想を持ち、緻密なる計画をたて、自己の目上の人に対しては偉大なる社交性を発揮するが、

同輩及目下のものには峻厳いやしくも假借する処がない。一面温情豊かなる処もあり、子女を伴ふて、乗馬に、水泳に、又ハイキング等に出かけることあれども、子女は彼の酷烈なる性格にのみ圧倒され、何れも全く萎縮してしまっている。

さらに、政治・社会運動への関心や活動、「世界戦争と我が戦時体制」と題した著作の出版、市会議員を経て衆議院議員選挙への立候補など、職業生活に止まらない広範囲の活動をする父の姿を紹介した上で、家庭生活における問題を次のように言い表している²¹⁾。

兎も角も彼は人生観、世界観、社会観等凡てに明確なるものを有し、又之等を具体化し、実践的行動に表現するの力量を有する如くである。他方彼の私生活に於ては、家庭に於ては怖るべき父であり、夫であり、近隣からも偉い先生として畏敬されてはゐるが、家庭的には全く零であるとの二元的な評価をされてゐるやうである。重剛が酷烈に鞭打たれて家をとびだしたり、他の子女が厳しく折檻されたり、妻さへもが虐待されてゐることは専ら近所に知られてゐるし、又前記石田弁護士（筆者注：父の秘書）夫妻等もその点について大いに憂慮して居るが如何ともなし難き状態にある。

重剛が5歳の時、父の金時計及び金鎖を持ち出して紛失し、酷く叱られたことがあった。この頃より、自己防衛のため重剛は嘘をつくようになった。彼は父と同じく、相当の空想力を持っていたが、その力を父の折檻を免れるための自己防衛として発達させ、それはやむを得ない事でもあった。こうした父の激烈なる性格に対しては「精神分析」が望ましいと、秘書の石田弁護士から求められ、竹内はそれを「父母—特に母—との関係の異常性に起因する」と述べ、次のように表現している²²⁾。

彼（筆者注：重剛の父）の父は母と別居し、継母と再婚した上に妾を置き、他方実母は父と別居して他の男と同棲し、彼の家の近くに居住して当家族と交際をしてゐたが、栄達に対しては母としての愛情を示すことはなかったものの如くである。更に継母は前記した如く彼を虐待したのである。彼は13歳頃から丁稚奉公に出された。幸ひに彼の天分は彼の闘志と相俟って彼の運命を開拓しては行つたが、家庭的な温かきものは遂に少年の頃の彼には少しも与えられなかったのであらう。母は居り乍ら彼に母らしきものを与えなかった。彼は「理想の母」を求めて得られず、所謂「母性執着」の心理が強く働いたものと思はれる。

こうした竹内の「精神分析」的解釈を、父の栄達は全幅的に理解・承認したわけではないだろう。しかし栄達は、確かに自分が、母の愛情の代償物を他に求めようとしていることは否定できない、と受け入れている。しかし一方で、次のような主張もしている²³⁾ので要約しておこう。

「重剛の不良化の原因は、父である自己の標準が重剛には高すぎ、不適當でもあったのに、それを強要したことにある。しかし、妻が自分の目を掠めて天理教に帰依しているため、表裏のある虚偽的生活が悪影響を与えたことにも、その原因はある。継母に対しては憎悪あるのみで、実母を許す気持ちもない自分にとって、信頼するに足る婦人は妻と娘のみであった。その妻が、自分の目を掠めて天理教に懲り箠笞を空にするような不信をしたのが、最も悪いことである。重剛の悪化した大いなる原因はこの妻の不信にある」。

このように父が訴える夫婦関係に対し、竹内は「誤解が誤解を生んだもの」というように言い、次のように述べている²⁴⁾。

社会人としての戦が烈しければ烈しい程、家庭に於ては一層多くの代償作用として残忍な程の訓練がなされた。彼の妻は天理教の布教師などから教へられた処に従って、最善をつくして夫のために努めた。勿論妻は夫の優れた人物なることも熟知して居り、尊敬もしてゐたのであ

るが、万事を信仰の力に依って忍び、夫を愈々大なるものたらしめやうと苦闘したのである。その努力の源が夫の好まざる天理教にあり、又夫を怒らせまいとする処から重剛の過誤をかばうやうにしたのが却って災ひして、夫に表裏ある仕打ちと思はれ、誤解は誤解を生み、問題は益々複雑になったものと思はれる。

②母、文子（38歳）—西宮市に生まれ、両親共に健在。長兄は保険の代理店、次兄は満州の会社に勤め、三番目の兄は工場で働いている。一見して38歳とは見えず、どこことなく老けて見え、元氣なく、暗い影を宿している。淑やかで、夫に対しても言語丁寧、貞淑な妻に見える。天理教の事について語る時など、何事も明確で記憶力にも秀で、家庭生活においても忍従と苦闘の中にあってもなお、将来を望んでいる。こうした、母の文子が心の拠り所にしてしている天理教信仰について、竹内は次のように述べている²⁵⁾。

彼女は天理教の信仰に依って其生活を支へられてゐる。更に夫に対し子女に対して如何になすべきか等についても、天理教々師の指導を受けてゐる。即ち夫には絶対服従をせよとの教へに殆んど盲従し、夫と子女との待遇に著しい差別をした。之が夫には当然の如く受取られ、彼の専制的な行き方を助長せしめた傾きが

あるのではないかとさへ想像され、更に天理教的なりとして夫に非難され、叱責されたのは不幸なことといはねばならない。

③子女、美和子（妹、16歳）、勉（弟、14歳）—一父母はよく、重剛を弟妹と比較して、彼の不甲斐なさを責めるが、弟妹は兄に対し反感や蔑視的態度を持っていない。しかし、父に対する畏怖の念は兄程ではないものの相当に根強いものがあり、これら三人の兄弟は無意識ながら、互いに同情し合っているのではない。重剛が、家から金を持ち出して誰が一番おごったかと問われ、「勉に」と答えたことから、兄弟が食事について不満を持っていたことも推察できる。こうした事から、竹内はこれら三人の子女に対する憂いを次のように述べている²⁶⁾。

此等三人の子女は相当共通なものを持ってゐて、従って父の教養の方法（筆者注：養育の方法）に余程の反省が加はるのでなければ、此等の弟妹にも少なからず危険性があるものと憂へられる。とも角も此等三人の子女は、遺伝については今は何ともいふ材料がないが、幼少期からの厳しい教養と、生活の表裏性と、多分年少時の栄養不足等の理由から、ハッキリした底力のある性格を持ってゐないものの如くである。

(3) 重剛自身の研究²⁷⁾

家族に関する記録をふまえて、重剛自身の生活史が詳述されているが、そのうち「発育」「精神的状態」「交友及び趣味」「性格及び素行」について以下にまとめていきたい。

①**発育**—重剛は生後、極めて高調子に成長した。幼稚園は祖母に送迎され、この間祖母に非常に可愛がられた。5歳の時、父の金時計を持ち出してどこかに置き忘れ、父からの非常な叱責にあった。それ以来父に叱られるようなことがあると、巧みに嘘をつくようになった。この嘘に対し、父の態度は峻烈を加えるが、それに逆比例して嘘は甚だしくなる一方だった。母はそれを不憫に思い、父母間の関係に明朗ならざるものあり、教育方針の不一致と相俟って、重剛の不良性が募っていた。

出生以来殆ど母の添い寝はなかったが、妹が生まれてからも自分のけものにされているとか、他の者が偏愛されているなど思ったことはなく、自分こそ他の誰よりも可愛がられたといっている。生き物を愛し、乗馬をするようになってからも馬の手入れを極めて丁寧にした。

金を持ち出した時は、いつも食物を買っている。近くの力餅屋で饅頭等を食し、中学に入ってから持ち出した金をこの力餅屋に預け、毎日食べてはそのうちから代金を差し引

いてもらっていた。弟の勉がそれに度々連れ立っていた。こうした事は何よりも、この家庭において食事が常に粗末であったことを如実に示していた。

②**精神的状態**—心理適所検査（桐原一般知能検査、淡路圓治郎向性検査票）の結果は次の通り。知能は普通だが思慮性が乏しく、衝動的で、数学や技術等の才能がなく、暗記や語学等の方が良い。希望館で初めて会った時に「次郎物語」を館生一同で見に行ったことの感想を話し合ったが、相当纏まりよく述べた。

こうしたことから、重剛は精神疾患にかかっているとは思われない。父の訓練法が災いして、神経質で自信なく、不安と恐怖の感情に悩まされているようである。中学時代の喧嘩は、それを被うための試みであり、他の級友などの尻馬に乗ったものでもある。

③**交友及び趣味**—社交性はあるが、それは父の圧迫に対する反動として、家から持ち出した金でおごったりしたものであった。向性テストにおいて「独りぼっちでいるのが好きですか」という問いに「はい」と答えているが、それは友達と対等にやっていく自信のなさを示している。乗馬や水泳、ハイキングなどの趣味も、父の命でやるようになった。喫煙は16歳の9月頃から、友人にもらって吸い始めた。酒は1日1合くらい。女の友達はなく、希望館の館長は重剛は性的に発達が遅れているのではないかとさえ言っている。

④**性格及び素行**一父の言によれば、重剛は想像力の強い子どもであった。しかし父の厳格な訓練法と頻繁な折檻とはその想像力を歪曲してしまい、ただ自己防衛のためにのみ用いるようになった。家から金を持ち出すといった行為が、家庭における原因以外のものではなかったことは、彼の不良行為が自己防衛的虚言と、持ち出した金で他の児童に与えたり浪費したりすることに止まり、他人の迷惑になることがなかったことから推察される。

中学3年の2学期に、彼は校友会武道部の金を着服費消した。約1週間後に発覚して担任教師に呼び出され、職員会議にかけられ、その間別室にて待つように命ぜられていたのに逃げ出したので、退学の止むなきに至った。こうした経緯をふまえて、竹内は重剛に対する理解を以下のように述べている²⁸⁾。

以上彼の不良行為を辿って見ても判るやうに、彼はまだ大した反社会性の犯罪行為を犯してはゐない。否彼にはそれをなす丈の気力も自信もないと思はれる。尤も今や彼は青春期に入らんとしてゐるので、異性との交渉が始まり、女に煽てられたりしたら、或は私印盗用や公文書偽造のやうな犯罪を犯すやうになるかも知れない。然し、他方彼は従順であり、母に対する愛情は濃い。又自分でも何とか一人前の人間になり度いといふ希望を持ってゐるから彼に対して温かい愛情を

持ち、同時にしつかり指導する者があれば彼はやがて更生して、優秀ならずとも真面目な一人前の職業人になり得るのではないかと思はれる。

(4) 予後及治療法²⁹⁾

十ヶ月に近い希望館における生活は、青春期に入りつつある重剛に反省の機会を与えたとし、予後について竹内は次のような提案をしている。

- 1、本人の希望に従って無線電信学校に入れること——本人は機械的なことは好きであるといっているが、例え入学しても果たして続け得るか、関係者一同は確信できない。
- 2、志願兵に応募すること——父の希望である。年齢からいえば資格があるものの、合格するか否かは不明である。
- 3、農民学校入学——竹内の案である。農民学校をしている友人に依頼して、農業技術を習得させ、キリスト教的錬成をなさしめる。馬が好きで、獣医学校への入学に心傾いたこともあったので、校長が承知してくれるなら最もよい方法かと思われる。

(5) その後の経過

そして、その後の経過について竹内は以下のように述べている³⁰⁾。

筆者が彼の指導法の研究に乗出したこと、特に余り訓戒などはせず、科学的に研究してゐること、希望館館長の特別の配慮及父の態度の緩和等は本人に少なからぬ影響を与へてゐるのではないかと思はれる。然し大して日々の作業や日課に進歩や改善の跡が著しい程には未だ至つてゐない。他方父母その他の関係者一同も筆者の研究的態度は相当高く評価してゐるやうであり、其質問等から種々のヒントを得たことと思はれる。此の生活史が出来の上、彼等が熟読したならば非常な感銘を覚へ、必ず新たな光明を認め、新しい力が湧いて来て、一同協力して、凡ての問題の解決に邁進することと思はれる。其様な状勢の変化は自然に重剛を正しい方向へ導くことになるであらう。

2. 事例の検討

戦時下における竹内のケースワーク論に対しては、杉山博昭による批判がある。杉山は、戦時体制下にケースワーク論を純粹なまま発展させることに成功したとして、竹内のケースワーク論を「歴史的把握を欠いた社会福祉理解」³¹⁾ というように、本質において批判している。この批判に対しては、拙稿³²⁾ において検証したので、そちらを参照されたい。ここでは、竹内がケースワークの「実践の科学化」に対する自己の主張を事例との取り組みのなかでいかに具体化しているのか、以下の

ような四つの視点から検討していきたい。

(1) 社会的事実(Social Evidence)の蒐集

先に引用したように竹内は、「ケース・ワーク過程に於て最も重要な事は社会的事実(Social Evidence)の蒐集及解釈といふ事である」³³⁾ というように、リッチモンドの言葉の引用により主張している。この事例には、彼が蒐集した社会的事実のうち本論が省略した情報の項目だけをあげても、以下のように膨大である。この項目を一瞥しただけで、竹内が社会的事実の蒐集をいかに重視したか、見て取ることが出来る。

〈本論が省略した情報の項目〉

- ・ 通告者である、大阪救世軍希望館徳永宗起氏についての情報
- ・ 重剛のジェノグラム(家族関係の図)
- ・ 重剛の家族生活の歴史的叙述
- ・ 住居の状況
- ・ 家族生活の現状として、収入と支出の詳細な情報
- ・ 社会生活の情報として、近隣の地図
- ・ 重剛の発育に関して、出生前と出産時の情報
- ・ 重剛の健康に関する情報として、病歴及び健康診断書の内容
- ・ 重剛の精神的状態を示す、心理学書検査の結果と体力テストの結果
- ・ 重剛の学歴(成績表の内容)

- ・重剛の職歴
- ・重剛が委託されていた、大阪救世軍希望館の歴史や現在の状況

個人情報保護法や研究倫理上の観点から、事例研究で扱われているこれらの情報のなかには、今日において記載することの出来ないものが多く含まれている。おそらく、個人が特定されないよう一部内容を変更するなどの配慮も、なされていないものと考えられる。当事者及び関係者からの許諾があったこと、勤務先である同志社大学文化学科の年報としての出版であったこと、また戦時下という特殊な時代背景であったことなど、いくつかの条件がこれほど詳細な情報の記載を可能にしたのだと考えられる。

加えて、竹内は「此の生活史が出来の（筆者注：原文ママ）上、彼等が熟読したならば非常な感銘を覚へ、必ず新たな光明を認め、新しい力が湧いて来て、一同協力して、凡ての問題の解決に邁進することと思はれる」³⁴⁾とも述べている。つまり竹内は、この社会的事実の蒐集を客観的態度で行い、それを「生活史」としてまとめ得た事で、ケースワークの主要な任務は果たし得たとしている。そして当事者はそれを熟読しさえすれば、今後の人生をいかに切り拓いて行くべきかという洞察に自ずと導かれるだろう、というのだ。また、社会的事実の蒐集について記録した、「一、一般的記録」「二、家族に関する記録」

「三、重剛自身の研究」の頁数は182～225頁の43頁に及ぶ。これに対し、総合的観点からの治療方法の選択とその後の経過について記録した、「四、総合的観察」、「五、予後及治療法」、「六、其後の経過」、「七、結語」、「後記」の頁数は226～235頁の9頁にとどまる。この分量の差にも、クライアントに関する社会的事実の蒐集を徹底的に行うことこそが「実践の科学化」である、と竹内が考えていたことが端的に表れている。加えて、この社会的事実の蒐集は彼の著書『ケース・ワークの理論と実際』の「社会経歴書の梗概」³⁵⁾に従って作成されているのである。

以上のようなことから、竹内はケースワークの「実践の科学化」を「社会経歴書の梗概」に従って社会的事実を蒐集することによって実現しようとした、ということが明確に確認できる。

(2) 社会的事実 (Social Evidence) の解釈

では、蒐集した社会的事実の解釈を竹内はどのように行っているだろうか。彼は社会的事実の蒐集過程に添って、それらの解釈もそのつど行っている。例えば父に対する解釈として、「天才的人物で、明敏な頭脳を有し、遠大なる理想を持ち、緻密なる計画をたて、自己の目上の人に対しては偉大なる社交性を發揮するが、同輩及目下のものには峻厳いやしくも仮借する処がない」³⁶⁾というように、社会的事実の蒐集過程に添って記述されてい

る。社会的事実の蒐集と解釈が面接過程に添って記録され、面接過程が進むにつれて解釈も深まっていく。まるで小説を読むかのように、記録を読み進めることでそれぞれの人物に対する読み手の理解も深まっていくように、である。

このように、社会的事実の蒐集と解釈を面接過程に添って行う記録の方法を叙述文体（または叙述体）として、岡村重夫は次のように説明している³⁷⁾。

最も古いケース記録は、日記風にかかれたものである。すなわちケース・ワーカーの一步一步たどったあとの記述であった。（中略）リッチモンド（Mary Richmond）のごときは、このような日記風のケース記録こそ、誰でも知りたいことをそこからみつけだすことができるという意味で、大いに推奨している。

リッチモンドが叙述文体を推奨したとされているが、おそらく竹内もそれをふまえていたと考えられる。しかし筆者は、竹内の記録に対し日記というよりも小説に近い印象を抱いた。それは、蒐集した社会的事実と解釈が加えられている故だと考えられる。さらにそれは、この生活史を読めばクライアントは感銘を受け問題の解決に邁進するだろう、と竹内が主張した理由でもあったと考えられる。つまり、叙述文体に解釈も加えることでクラ

イアントをはじめとする読者を惹きつけ、そこに描かれている人々への関心を呼び起こそうとした。そうすることで、クライアント自身が自己理解を深め、家族への理解を深めることを、竹内は意図していたものと考えられる。

加えて、竹内が行った解釈のなかには、父には「母性執着」の心理が強く働いているというような精神分析の観点からの解釈が含まれている³⁸⁾。竹内は当時、心理主義的立場に批判的であったと先に指摘したが、社会的事実の解釈においては精神分析の知識を活用することに躊躇が見られない。それは、社会的事実の解釈において精神分析学説を用いることに賛同していたからだと考えられる。これについて、ケースワークは人間関係を対象とする一切の社会科学の認識を持つ必要があるとして、竹内は次のように言っている³⁹⁾。

ケース・ワークをなすには唯々社会学のみならず、あらゆる人間関係を対象とせる一切の社会科学の認識を有せねばならないのみならず、個々人がその内に生活しつつある一切の社会機構の改変が如何に根本的に必要なるかに就いての洞察を持たねばならない。

竹内は、心理主義的立場には批判的であった一方で、社会的事実の解釈にはそれを用いた。つまり、精神分析学説を社会的事実の解

積に活用すべき、社会科学の認識の一要素として位置づけていた。では一体、心理主義的立場に批判的であったことと、社会的事実の解釈の際に精神分析学説を活用することとが、実践において矛盾しなかったのは何故か。

筆者は、精神分析学説を面接技法として用いることと、解釈をする際の知識として用いることとに、根本的な違いがあるからだと考え。これについては、竹内ケースワーク論の心理主義的偏向について後に述べる際に、詳しく説明しよう。ここでは、竹内はケースワークの「実践の科学化」を人間関係を対象とする一切の社会科学の認識を用いて社会的事実を解釈することにより実現しようとした、ということを確認しておきたい。

(3) ケースワーカーの基本的態度

筆者がこの事例の概要を作成する際、特に取り上げたのは家族関係に関する記述である。概要を一読して、非行少年の重剛よりも父である栄達の方に強い関心を抱いた読者も多いのではないだろうか。もちろん実際の記録の分量としては、重剛に関するものが多い。しかし内容の豊かさとしては、父に関するものの方が勝っているとの印象を、筆者自身も抱いたところである。

それは、竹内ケースワーク論が柱とする主張の一つである傾聴の姿勢が、社会的事実の蒐集過程で実践されていた故だと考えられる。それは、感情移入的な関心をもって父の言葉

に傾聴する、というケースワーカーの基本的態度の実践である。傾聴の姿勢という基本的態度によって実践されたことが、記録の分量と内容の豊かさに現れていると考えられる。そして父を中心に、その関心は家族全員に及んでいることも、記録からは伝わってくる。こうした、傾聴の姿勢を始めとするケースワーカーの基本的態度について、竹内は次のように述べている。

ケース・ワークは個人をどこ迄も社会的個人と観て、人格者として、自由意志の主として救済しようとするものである。故に其事業は個別的であればある丈（筆者注：原文ママ）社会的連帯的となるものである。⁴⁰⁾

竹内は救世軍希望館の館長からの通告により、館生の重剛について事例研究を念頭にケースワークを開始した。特に重剛の父とは、回を重ねて面接を実施したと考えられる。そして母や兄弟、父の秘書、さらに重剛の勤務先や自宅近隣の住民にまで、社会的事実の蒐集を目的に面談を行った。こうした、対面で行われる面接の一つひとつは、治療的な効果を持ったとも考えられる。それが、感情移入的な関心に基づく傾聴の姿勢で行われたことが、「個別的であればある丈（筆者注：原文ママ）社会連帯的なもの」となるという、治療的効果につながったのだと考えられる。

そして、こうした態度の醸成には、個人をどこまでも社会的個人として、人格者として、自由意志の主として認識するための、「一切の社会科学の認識」が必要となる。その家族や関係者から徹底的に情報を収集し、客観的態度をもってこれらの事実に対処すること。それには、「一切の社会科学の認識」に裏付けられた傾聴の姿勢が不可欠となるのだ。ここでは、竹内がケースワークの「実践の科学化」を傾聴の姿勢という基本的態度によって実現しようとした、ということを確認しておきたい。

(4) 竹内ケースワーク論の心理主義的偏向

竹内は、アメリカで学んだケースワークを日本に普及しようとした代表格であったゆえ、まるで「ケースワークの心理主義的偏向」の代表格かのようなイメージを持たれた。蒐集した社会的事実を解釈する際に、精神分析学説を用いること。ケースワーカーの基本的態度として、傾聴の姿勢を用いること。本論で考察したこの二点についても、アメリカにおける精神分析学説の潮流にのった「実践の科学化」を、日本に引き込んだ証であると指摘する向きもあるだろう。しかし本論が検討した事例研究において、竹内が精神分析学説を知識として活用したことは確認できたものの、それは面接技法としての活用ではなかった。

それは、竹内の事例研究には面接の枠組みを設定するという、心理面接の基本が全く押

さえられていないことから明らかである。もし面接技法として、精神分析学説や共感（感情移入的理解）といったカウンセリング技法を活用するのであれば、面接の枠組みを設定することは不可欠となる。しかし竹内は、治療関係を成立させるための前提として、面接の時間や場所などといった面接の枠組みを設定していない。心理面接は、この面接の枠組みを設定することによって、クライアントの基本的安心感を保とうとする⁴¹⁾。しかし竹内の実践には、こうした面接の枠組みの設定が見られないのだ。

竹内は重剛のみならず、その家族や関係者と自由に会い、面接の時間や場所も自由に設定している。それゆえ、事例研究に記された社会的事実の全ては、竹内一人で蒐集できている。しかし心理面接においては、面接の枠組みを設定することには基本的かつ極めて重要な意味がある。面接における言葉のやり取りが治療としての意味をもつための、クライアントとの治療関係を成立させるための、そして心理面接を心理面接として成立させるための、欠くことの出来ない前提条件である。おそらくアメリカにおける心理主義的なケースワーカー達は、面接の枠組みを設定することにより精神分析学説や心理療法学の軸となる技法を活用するため、長期に及ぶ訓練を重ねたと考えられる。それにより、アメリカにおけるケースワークの「実践の科学化」が進んだものと考えられる。しかし何度も繰り返

返すが、竹内の事例研究には心理面接において基本的かつ極めて重要な、面接の枠組みが設定されていない。このことに、この時期の竹内ケースワーク論に心理主義的偏向を見出せないと筆者が考える、根本的な理由がある。彼は、精神分析学説を社会的事実の解釈において活用しているに過ぎないのだ。

ただし、彼のケースワーク論は長い研究生活のなかで変遷していく。その理論的変遷の過程を追うように、竹内ケースワーク論の心理主義的偏向についても順を追って検証しなければならない。果たして彼は、精神分析学説や心理療法理論の技法を、面接の枠組みを設定することによりケースワークにおいて活用する、と主張を変えるのか。この検証については今後の課題である。

IV. 考察

本論が取り上げた事例研究は、1942年に発表されたものである。それは今から80年近くも前、戦時下という特殊な時代背景のもとで執筆されたものである。しかしこの事例に描かれている非行少年やその家族の姿、そして彼等に対する竹内ケースワーク論の具体的な内容は、現代社会に生きる我々にも多くの示唆を与えると考えられる。とりわけ、非行問題の最前線ともいえる教育現場で、教育相談に取り組む教師達にどのような示唆を与えるのか、最後に考察しておきたい。それでは竹内

が行った非行少年へのケースワークの具体的な内容について、以下の二つの視点から考察していこう。

(1) 家族関係の調整

この事例研究の最大の特徴は、竹内が家族関係の調整を行っている点にある。非行行為を繰り返す重剛だけではなく、竹内はその家族全員とも面談をくり返し、詳しく生活歴を聞いている。言うまでもなく、今日の教育相談の場でこれほど詳しい生活歴を聞くことは、個人情報保護の観点からも、また教師の業務範囲の観点からも、不可能である。しかし、重剛の非行行為が繰り返された理由は、家族の生活歴を聞く過程で明らかとなった。また、父の心理的課題や両親の夫婦関係における誤解も、家族の生活歴を聞く過程で明らかとなった。竹内はこの事例研究によって、重剛の非行行為が家族関係の形成過程で生まれたものであるという、非行行為が形成された仕組みを明らかにしたのである。

少年非行という問題がいかに家族の生活歴から、長期にわたる家族関係の不調和からもたらされるのか、父の心にわだかまり続けた「母性執着」の思いと、妻の信仰に対する不信感ゆえに、父は家族に対し残忍な程の訓練を強いてきた。それは長男である重剛に対し、一層厳しいものとなり、今日においては虐待と見なされる程の折檻が繰り返されてきた。その折檻から逃れるために、重剛は幼少時か

ら虚言を繰り返すようになった。こうした、非行行為の形成過程とその仕組みを、竹内は明らかにしたのである。

竹内は父に対し、心にわだかまり続けた「母性執着」の思いに対する自己洞察を促し、母の信仰が父を支え家族を支える拠り所である、との理解を促している。父が自分自身への理解、そして家族への理解を深めていくことこそ、家族関係を調整する鍵になると考えたからである。父の厳しい折檻から逃れるため、そして父を気遣う母に粗末な食べ物しか与えられなかった不満を満たすため、重剛の非行行為は繰り返された。おそらくそれらは、一朝一夕に修まることはないであろう。しかし父の家族に対する基本的な態度が変わることは、母を変え、子どもたちを変えていく起点になり得る。竹内はそう考え、父に対し働きかけたのだと考えられる。

つまり、対処療法的な厳罰化によって非行問題は解決しないことを、この事例研究は教えている。家族関係の調整を軸に、子どもの生活環境を改善していくことこそ、非行問題への働きかけの最も重要なターゲットであることを、竹内の事例研究は教えている。

(2) 自己肯定感を育む

重剛自身の発育に関する記録のなかで、重剛は「自分こそ他の誰よりも可愛がられた」と言っている。この言葉は、重剛の心に自己肯定感が明確に存在することを示している。

おそらく重剛のこの言葉に同意するのは、重剛ひとりではなかったと考えられる。父から厳しい折檻を繰り返し受けてきた重剛に対し、母や祖母は精一杯の慰めや配慮をもって接して来たであろう。実際に、母が重剛を不憫に思ったことで、両親の教育方針の不一致が生まれたことを、竹内は指摘している。そしてこの不一致が、重剛の不良性を募らせたというのである。しかし、母や祖母らが自分を思ってくれている、という確信は重剛にとって自己肯定感を育む土台であり続けた。それゆえ竹内は重剛の非行行為に対し、反社会性をおびた犯罪行為ではなく、むしろそこまでの行為にいたる気力も自信もないと見立てた。

重剛の自己肯定感を育むこと、それこそが治療法として重要である。そう考えて竹内は、次のような提案をしている。重剛は父に連れられ乗馬に通ったが、馬が好きで獣医学校への入学に心傾いたことがあったという。そうした点に着目し、農民学校に入学して馬の世話をするなど、自然とのふれあいのなかでキリスト教的錬成をなさしめることを提案した。それは重剛にとって、自己肯定感を育む生活環境になり得ると考えたからである。

本人が持つ弱さに着目しそれを変えるのではなく、強さに着目しそれを育てていくこと。これは自己肯定感を育む教育の基本だが、とりわけ非行問題を繰り返す子ども達の教育には重要である。それは、この子ども達には自己肯定感が乏しいゆえに、非行という他者

を傷つけるのと同時に自分をも傷つける行為を繰り返していると考えられるからだ。重剛は、何とか一人前の人間になりたいという希望をもっている、とも竹内は記している。その希望は、自己肯定感を育むなかでこそ確かなものとなる。非行問題への対応において、いかに本人の自己肯定感を育むのか、その具体的な道筋を見出すことが重要な課題であることを、この事例研究は示している。

V. おわりに

特定非営利活動法人非行克服支援センターによる『何が非行に追い立て、何が立ち直る力となるか—「非行」に走った少年をめぐる諸問題とそこからの立ち直りに関する調査研究—』には、次のような一文がある⁴²⁾。

これまでの多くの調査や研究では、学校、家庭裁判所、少年院、保護観察制度など、非行のプロセスの一部についての検討はなされてきたが、少年が荒れ、そして立ち直っていくプロセス全体を捉える視点が欠けていたと思われる。また、処遇を受ける本人やその親といった当事者の視点も考慮されてこなかった。

2014年に出版された著書で、こうした指摘がなされている。本論が検討した竹内の事例研究は、およそ80年前に出版されたものであ

る。しかしそこには、「少年が荒れ、そして立ち直っていくプロセス全体を捉える視点」と「本人や親といった当事者の視点」の両方が記されていた。なぜこれらの視点が、既に80年近く前の事例研究に記されていたのか。

それはこの事例研究が、ケースワーク理論の有効性や応用可能性等を主張し、「実践の科学化」を主張するために書かれたものであったからだと考える。そしてその具体的内容とは、「社会的事実 (Social Evidence) の蒐集及解釈」という、当事者の視点で語られた社会的事実を通して彼等を理解し、支援するための最善の方法を見出そうとするものだった。その中心は、傾聴の姿勢による面談であり、社会学、心理学、教育学等「一切の社会科学の認識」に裏付けられた実践であった。

非行問題の最前線ともいえる教育現場で取り組まれる教育相談もまた、竹内が主張する「実践の科学化」に取り組むべきではないだろうか。

引用文献

- 1) 竹内愛二：ケース・ワークの理論と実際、巖松堂 (1938)。
- 2) 今堀美樹：『社会的基督教』誌にみる「東亜協同体」論の検証—竹内愛二の戦時下における思想探求をめぐる—、キリスト教社会問題研究、第65号、79-121頁、同志社大学人文科学研究所 (2016)。

- 3) 岡本民夫：ケースワーク研究，94頁，ミネルヴァ書房（1973）。
- 4) 岡本民夫：竹内愛二『ケースワークの理論と実際』解説，竹内愛二著『ケースワークの理論と実際』，3頁，戦前社会事業基本文献集④⑥，日本図書センター（1997）。
- 5) 岡本民夫：社会福祉における方法と技術—その方法論をめぐる課題，58-59頁，評論社会科学，第57号，同志社大学社会学会（1997）。
- 6) 三島亜紀子：社会福祉学の〈科学〉性—ソーシャルワークは専門職か？—，47頁，勁草書房（2007）。
- 7) 三島亜紀子：前掲書，48頁。
引用文のなかで引用されている竹内愛二の文献は，以下のものである。
竹内愛二：性問題の理論的一考察，54頁，社会事業，第38巻7号，47-55頁，全国社会福祉協議会（1955）。
- 8) 武田建：竹内愛二先生をしのんで，88頁，社会福祉学，第21巻1号，81-93頁，日本社会福祉学会（1980）。
- 9) 竹内愛二：社会学とケース・ワークとの関係の史的考察，10頁，社会事業研究，第23巻6号，9-18頁，大阪社会事業聯盟（1935）。
- 10) 今堀美樹：教育相談におけるソーシャルワーク理論の活用に関する考察—教員の連携によりいじめの初期段階に効果的支援ができた事例の検討を通して—，大阪体育大学教育学研究，第3巻，47-66頁，大阪体育大学教育学部（2019）。
- 11) 文部科学省：チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（中央教育審議会第185号，平成27年12月21日）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm（2018年11月26日閲覧）
- 12) 文部科学省：同前資料，7頁。
- 13) 文部科学省：平成29年1月「児童生徒の教育相談の充実について—学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり—（報告）」教育相談等に関する調査研究者会議http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm（2019年1月21日閲覧）
- 14) 竹内愛二：厚生事業に於ける個別生活指導，厚生学年報，161-235頁，同志社大学文化学科（1942）。
- 15) 竹内愛二：前掲書，162頁。
- 16) 竹内愛二：個別社会事業—児童ケースワークの実例，看護婦，第3巻24号，8-12頁，大阪看護婦協会，日本公衆衛生看護婦協会（1933）。
児童ケース・ワークの実例（続），看護婦，第3巻26号，15-19頁，大阪看護婦協会，日本公衆衛生看護婦協会（1933）。
児童ケース・ワークの実例（続），看護婦，第3巻27号，13-18頁，大阪看護婦協会，日本公衆衛生看護婦協会（1933）。
ケースワークとしての虐待児童の保護，社会事業，第19巻16号，65-73頁，中央社会事業協会社会事業研究所（1935）。
- 17) 竹内愛二：前掲，厚生事業に於ける個別生活指導，181-183頁。
- 18) 竹内愛二：前掲書，181頁。

- 19) 竹内愛二：前掲書，185-199頁。 活指導，191頁。
- 20) 竹内愛二：前掲書，191頁。
- 21) 竹内愛二：前掲書，192頁。
- 22) 竹内愛二：前掲書，193頁。
- 23) 竹内愛二：前掲書，194頁。
- 24) 竹内愛二：前掲書，195頁。
- 25) 竹内愛二：前掲書，196-197頁。
- 26) 竹内愛二：前掲書，199頁。
- 27) 竹内愛二：前掲書，207-225頁
- 28) 竹内愛二：前掲書，224頁。
- 29) 竹内愛二：前掲書，228-229頁
- 30) 竹内愛二：前掲書，230頁
- 31) 杉山博昭：戦時下における竹内愛二，宇部短期大学学術報告，第35号，43頁，宇部短期大学（1998）。
- 32) 今堀美樹：竹内愛二のケースワーク論再考—『社会的基督教』とのかかわりから見出す新たな視角—，キリスト教社会問題研究，64，81-113頁，同志社大学人文科学研究所（2015）。
- 33) 竹内愛二：前掲，社会学とケース・ワークとの関係の史的考察，10頁。
- 34) 竹内愛二：前掲，厚生事業に於ける個別生活指導，230頁。
- 35) 竹内愛二：前掲，ケース・ワークの理論と実際，69-76頁。
- 36) 竹内愛二：前掲，厚生事業に於ける個別生活指導，191頁。
- 37) 岡村重夫：ケースワーク記録法—その原則と応用—，25-26頁，誠信書房，（1965）。
- 38) 竹内愛二：前掲書，193頁。
- 39) 竹内愛二：失業問題の深刻化とケース・ワークの使命，社会事業研究，第20巻9号，8頁，大阪社会事業聯盟（1932）。
- 40) 竹内愛二：新人格主義の実践=断想，社会的基督教，第8巻9号，28頁，社会的基督教（1939）。
- 41) 茂木洋：福祉心理臨床における「粹」，1頁，四天王寺国際仏教大学紀要，人文科学部第35号，短期大学部第43号，四天王寺国際仏教大学（2003）。
- 42) 特定非営利活動法人非行克服支援センター：何が非行に追い立て、何が立ち直る力となるか—「非行」に走った少年をめぐる諸問題とそこからの立ち直りに関する調査研究—，256頁，新科学出版社（2014）。